

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について（公示）

令和7年3月24日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
環境省環境再生・資源循環局

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案」について、令和6年12月27日から令和7年1月25日までの間、意見募集を実施したところ、下記のとおり御意見をいただきました。
御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1 実施方法

(1) 募集期間

令和6年12月27日から令和7年1月25日までの間

(2) 告知方法

「e-Gov」及び内閣官房ホームページ

(3) 意見提出方法

「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数：3件（2名）

3 意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

4 問合せ先

農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課

（担当：大嶋・菊田）

TEL：03-6744-2066